

# 江南の水道

No. 14  
平成 30 年 9 月

発行：江南市水道部水道課 〒483-8018 江南市般若町中山 146 番地 TEL (0587)53-3511 FAX (0587)53-3514  
ホームページアドレス [http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd\\_top.html](http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd_top.html)

## 水道事業経営審議会を開催しました

江南市長より「江南市水道事業の経営の見通しとあり方について」の諮問を受け、水道事業の経営及び計画全般に関する事など、水道事業に関する重要事項についての調査及び審議を開始しました。



### <審議内容>

第1回(7月2日開催)

- ・水道事業経営審議会の設立
- ・水道事業の経営状況

第2回(8月3日開催)

- ・施設整備と事業経営
- ・中長期的な経営予測

第3回(10月開催予定)

- ・投資・財政計画の検討
- ・財源確保の方策



水道事業経営審議会は審議を公開しています。  
傍聴を希望する方は、開始時刻の15分前から受付を行いますので、会場までお越しください(希望者が多数の場合は先着順となる場合があります。日時や場所などの詳細につきましては、ホームページでご確認下さい)。



## 水質検査結果のお知らせ

水道事業では、水道法第20条及び同法施行規則第15条に基づき、安全で快適な水道水が供給できるよう水質検査計画を策定し、水質検査を実施しています。

平成29年度の水質検査の結果はすべて良好でした。水道課ホームページではより詳細な内容をご覧くださいことができます。(http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd\_suisitu.html)

これらの結果から、江南市の水道水は安心してお使いいただくことができます。

	検査項目	水質基準	下般若系 給水栓平均値	後飛保系 給水栓平均値
健康に関する項目	1 一般細菌	1mℓ中の集落数 100 以下	0	0
	2 大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず
	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	< 0.0003	< 0.0003
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	< 0.00005	< 0.00005
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	8 六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	< 0.005	< 0.005
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	< 0.004	< 0.004
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	0.9	5.80
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	0.09	0.07
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	< 0.05	< 0.05
	14 四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	< 0.0002	< 0.0002
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	< 0.005	< 0.005
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	17 ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	20 ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	21 塩素酸	0.6mg/ℓ以下	< 0.06	0.08
	22 クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	< 0.002	< 0.002
	23 クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	0.007	< 0.001
	24 ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下	< 0.003	< 0.003
	25 ジブromクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.001	< 0.001
	26 臭素酸	0.01mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	27 総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.012	< 0.001
	28 トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下	0.006	< 0.003
	29 プロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	0.003	< 0.001
	30 プロモホルム	0.09mg/ℓ以下	< 0.001	< 0.001
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	< 0.008	< 0.008
性状に関する項目	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	< 0.01	< 0.01
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	< 0.02	< 0.02
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	< 0.03	< 0.03
	35 銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	< 0.01	< 0.01
	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	7.0	12
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	< 0.005	< 0.005
	38 塩化物イオン	200mg/ℓ以下	6.8	10.2
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	29	83
	40 蒸発残留物	500mg/ℓ以下	64	180
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	< 0.02	< 0.02
	42 ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	0.000002	< 0.000001
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	< 0.000001	< 0.000001
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	< 0.002	< 0.002
	45 フェノール類	0.005mg/ℓ以下	< 0.0005	< 0.0005
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	0.5	< 0.3
	47 pH 値	5.8～8.6	6.9	6.9
	48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし
	49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし
	50 色度	5度以下	< 0.5	< 0.5
	51 濁度	2度以下	< 0.1	< 0.1
	遊離残留塩素	0.1mg/ℓ以上	0.27	0.35

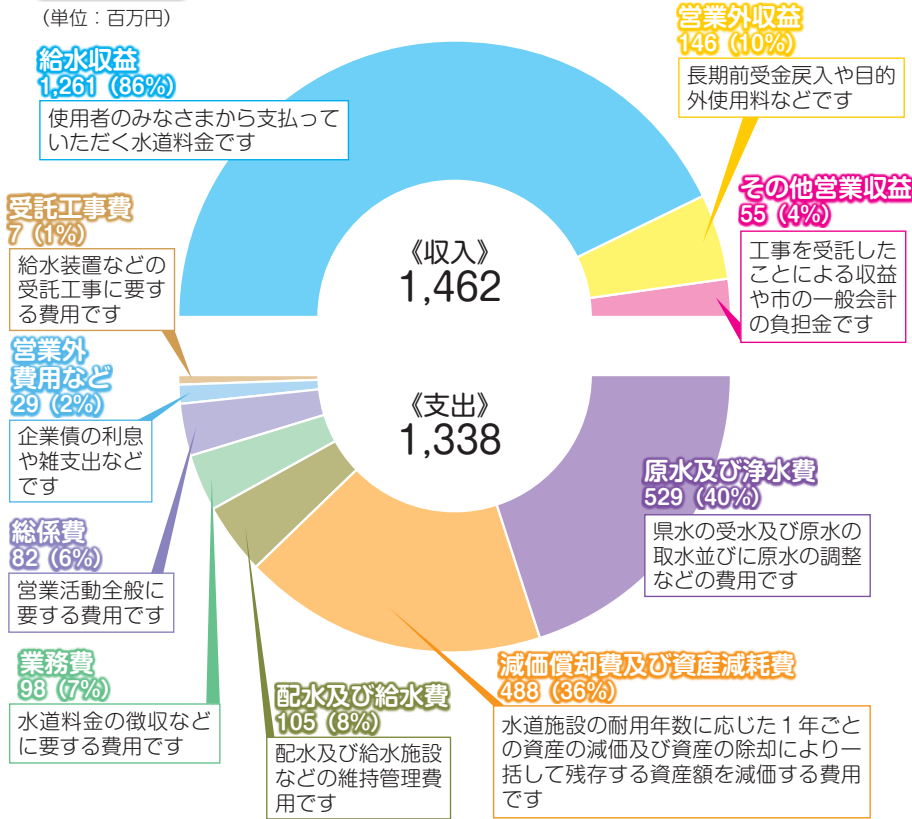
全ての項目において、水質基準に適合しています。

# 江南市水道事業 平成30年度 当初予算

水道事業は、みなさまからお支払いいただく水道料金を主な財源として経営しています。  
安心・安全な水をみなさまにお届けするとともに、今後ともより一層、効率的な運営を目指してまいります。

## 収益的収支 水をお届けするための経費と財源

(単位：百万円)



## 平成30年度の主な事業

第1次基幹管路更新計画に基づき、基幹管路更新工事を進めてまいります。

第3次配水管改良計画に基づき、配水管の更新・整備を進めてまいります。

布袋東部第2水源ポンプ場の更新及び耐震工事を実施します。

## 用語解説

### 収益的収支と資本的収支

地方公営企業である水道事業の予算は、関係法令に基づき収益的収支と資本的収支に区分し、予算の内容を明確にしています。

収益的収支は、当該年度の経常的な営業活動に伴う損益に関する収入・支出であり、事業活動の計画としての損益予算です。

資本的収支は、主として将来の経営活動に備えて行う施設整備計画、企業債償還計画のための資金予算であり、収益的収支に属さない収入・支出が計上されます。

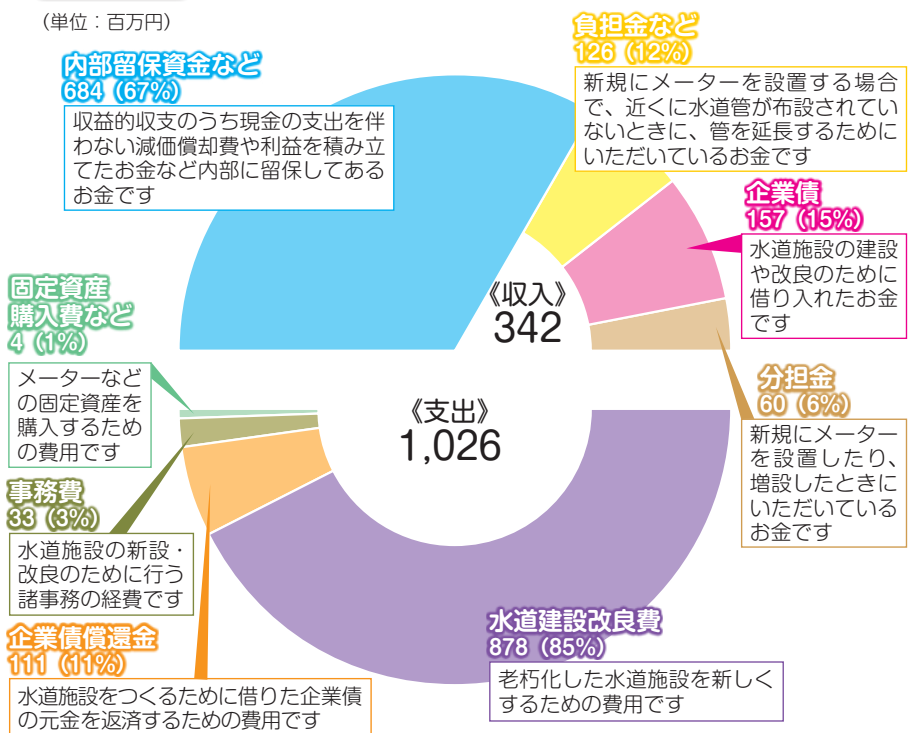
資本的収支の不足する財源については、営業活動で確保された現金支出を伴わない減価償却費などの、内部に留保された資金で補てんすることとなっています。

### 長期前受金戻入

長期前受金(負担金、分担金など)に対応する資産の減価償却費相当額を収益化したもので、現金収入は伴いません。

## 資本的収支 水道施設を整備・拡充するための経費と財源

(単位：百万円)



## 災害に備えて

平成30年6月18日に発生した大阪北部地震では、老朽化した水道管が破断したことにより漏水が発生し、大規模な道路陥没や断水の被害がありました。

大規模な地震などの災害発生時には、市内全域で同時多発的に様々な被害が発生し、水道施設にも被害が及ぶことから、みなさまの生活に欠かすことが出来ない水道水の供給も困難となり、断水してしまう場合があります。

水道管被災状況写真(高槻市)



江南市水道事業では、災害発生時の早期対応として、給水車を配備し、断水地域等での応急給水を実施できる体制を整えるとともに、限られた必要資源を基に非常時優先業務を確実に実施するための計画(江南市水道事業事業継続計画)を策定し、災害に備えています。また、被害を最小限に留めるため、水道施設の耐震化を計画的に進めています。

平成30年度は、水道管路の基幹となる配水本管についての更新及び耐震化工事を引き続き実施し、水道施設については、布袋東部第2水源の更新(耐震化)工事や、下般若配水場と後飛保配水場から水道水が送水できなくなった際に活用する応急給水栓の設置工事を行います。

災害発生時にも継続して、安全な水道水を十分に供給できるように、災害に備えた、強靱な水道施設の整備を進めてまいります。



## 水道メーターの取り替え

平成30年9月から11月にかけて、水道事業が設置した水道メーター(量水器)のうち、6ヶ月以内に有効検定期間(8年)を超過する水道メーターの取り替えを実施します。

取り替えの対象となる水道メーターをご使用されている方には、取り替えの前月の検針時に「水道メーター定期取り替えのご案内」でお知らせします。

取り替えを行う作業員は、腕章を付け、「量水器取替員証」を携帯し、この取り替え作業に伴う費用を請求することはありません。また、取り換え作業中(30分程度)は水道の使用は出来なくなり、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。



お問い合わせは 水道課(江南市水道お客さまセンター) ☎ (0587) 53-3511 まで